

特定募集型ネーミングライツパートナー募集要項

ネーミングライツとは・・・

一般的に、施設の愛称を付ける権利のことを意味し，“命名権”とも言われますが、南九州市（以下、本市）におけるネーミングライツの定義は、本市が所有する施設の愛称を付ける権利を売却することです。

なお、ネーミングライツは、あくまで愛称を付けるものであり、条例に定めている施設の正式名称を変更するものではありませんので、公文書や議会等の公の会議では正式名称を使用する場合があります。

また、愛称を付ける権利を得た法人等のことを、本市では「ネーミングライツパートナー」と呼びます。

1 募集する対象施設

(1) 施設の名称と所在地

次の施設について、ネーミングライツパートナーの募集を行います。

- ① コミュニティセンター颯娃文化会館（南九州市颯娃町牧之内 2606 番地）
颯娃農業者トレーニングセンター体育館（南九州市颯娃町牧之内 2606 番地）
- ② コミュニティセンター知覧文化会館（南九州市知覧町郡 17880 番地）
- ③ 知覧体育館（南九州市知覧町郡 17863 番地）
- ④ 諏訪体育館（南九州市川辺町平山 6985 番地 4）

(2) ネーミングライツ料の最低価格（1年間当りの消費税込みの価格）

- ① セット料金 50 万円
- ② 単体料金 70 万円
- ③ 単体料金 40 万円
- ④ 単体料金 30 万円

2 ネーミングライツパートナーのメリット

(1) 愛称の普及

愛称を本市の印刷物、ホームページ等で周知し、広く愛称の普及、定着に努めます。

(2) 看板等の設置

施設内に愛称の看板を設置することができます。

※ 看板の設置場所等は、本市や関係機関と協議の上、可能な表示について行います。

3 愛称の条件

ネーミングライツの愛称は、次の条件を付し、又は満たすものとします。

- (1) 愛称は公共の施設等にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとします。
- (2) 愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記することがあります。
- (3) 使用することができない愛称
以下の名称は使用することができません。
 - ① 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
 - ② 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ③ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
 - ④ 氏名、商標、著作物等を無断で使用したもの
 - ⑤ 非科学的なもの、迷信に類するもの及び人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
 - ⑥ 世論が大きく分かれているもの
 - ⑦ 本市があたかも推奨していると思われる表現をしているもの
 - ⑧ 本市の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
 - ⑨ その他不適切であると認められるもの
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はしないものとします。
※ 施設の特性により、特定の地名等を含めるなど、各施設の募集要項に条件を定めることがあります。

4 申込資格

申込できる法人等は、本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体とします。

ただし、以下のいずれかに該当する法人等は申込みできません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (2) 鹿児島県青少年保護育成条例（昭和 36 年鹿児島県条例第 65 号）の規定により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (3) 武器等の製造事業又は武器等の販売業
- (4) たばこ製造業又はたばこ卸売業
- (5) 公営を除くギャンブルその他これに類するもの
- (6) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）の規定により規制を受ける貸金業
- (7) 利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業
- (8) 整体、カイロプラクティック、エステティック等の法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (9) 占方業又は運勢判断業
- (10) 興信業又は探偵業
- (11) 債権取立業又は示談引受業

- (12) 火葬業、葬儀業又は墓地管理業
- (13) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある事業者
- (14) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある事業者
- (15) 各種法令に違反している事業者
- (16) 悪質な行為等により、過去 5 年間に行政機関又は公的機関から指名停止などの行政指導を受けた事業者
- (17) 前各号に掲げるもののほか、この基準による規制の対象外の業種又は事業者であって、現に社会問題を起こしているもの
- (18) その他市長が適当でないと認めるもの

5 本申込に必要な書類

- (1) ネーミングライツ申込書（様式 1）
 - (2) 事業者概要調書（様式 2）
 - (3) 添付書類（原則 A 4 版）
 - ① 新設又は変更したい看板の設置位置、図面、デザイン（様式なし）
 - ② 当該法人の定款（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - ③ 法人にあつては、当該法人の全部事項証明書（登記簿謄本）
 - ④ 法人等の申込日前において作成した直近の決算書類
 - ⑤ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人等の概要が分かるもの
 - ⑥ 南九州市税の滞納がないことの証明書
- ※ 申込書類は、申込日現在で作成してください。②、③及び⑥については、申込日前 3 か月内に発行されたものを提出してください。

6 申込書の受付期間

- (1) 受付期間
随時受け付けします。
(令和 5 年 10 月 20 日から令和 5 年 12 月 1 日までに募集したが応募が無かったため)
- (2) 受付時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）
ただし、持参の場合には、土曜日、日曜日及び祝休日を除きます。
※ 申込書の様式は、本市のホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.minamikyusyu.lg.jp>
※ 提出部数は 1 部です。持参又は郵送（受付期間必着のこと。）してください。
(FAX・メールによる受付は致しません。) 申込に係る費用は、申込者の負担とします。なお、提出された書類等は返却しません。

7 申込書の受付場所

〒 897-0392 南九州市知覧町郡 6204 番地
南九州市役所 財政課 財産管理係（知覧庁舎本館 2 階）
お問合せ電話 0993-83-2511

8 審査基準等

(1) 選定基準

- ① 愛称
- ② 金額（ネーミングライツ料）
- ③ 契約期間
- ④ 施設の魅力向上に関する提案（役務等の提供に関する提案） ※ 1
- ⑤ 法人等の経営状況
- ⑥ その他審査に必要な事項 ※ 提案施設によっては必要な項目を追加するがあります。

(2) 選定方法

提出書類を基に、南九州市有料広告審査委員会のプロポーザル審査を経て優先交渉権者を選定します。

なお、著しく点数の低い審査項目がある場合など、市が適当でないと認められる場合には、優先交渉権者を選定しないことがあります。

9 選定結果及び理由の通知

申込者に、申込書受付後 2 カ月以内に通知します。

10 費用負担

ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ料の他に下記表の負担があります。

ネーミングライツ料以外の費用負担表

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の表示変更 ※ 2		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や 本市 ホームページの表示変更 ※ 3	○	

※ 1 施設の魅力向上に関する提案は、ネーミングライツパートナーの負担になります。

※ 2 敷地外や新規の看板設置等は、本市や関係機関と協議の上、可能な表示について行います。

※ 3 印刷物の名称変更については、残部数や改訂時期等を踏まえ、経費に無駄が無いように随時更新していきます。

11 ネーミングライツ契約の締結

(1) 優先交渉権者と契約の内容について協議し、協議が整った場合には、本市はネーミングライツパートナーとして、契約を締結します。

① ネーミングライツ料の用途

ネーミングライツにより本市が得た対価は、基本的に特定財源として、その施設の管理・運営に役立てます。

② 契約期間

契約期間は、3年から5年としますので希望の期間を様式1に記載して下さい。

③ ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、毎年度当初に、本市が発行する納付書により4月末日までに一括してお支払いただくことを基本とします。

(2) 協議と契約については、施設所管課と直接行います。

12 契約の解除

信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合その他の事情等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、本市は契約満了を待たず契約を解約できることとします。

その場合に、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担となります。

13 契約の更新

本市は契約期間満了までに、当該施設に係るネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称の変更による市民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツパートナーは、次回期間の契約について、優先的に交渉できることとします。

14 リスク分担

ネーミングライツパートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、本市とネーミングライツパートナーで協議し決定するものとします。

15 秘密の保持

法人等からの応募及び内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しません。

様式 1

ネーミングライツ申込書

年 月 日

南九州市長 殿

申込者 住所
氏名
電話

次のとおりネーミングライツを申し込みます。

施設名	
提案する愛称名	
ネーミングライツ料	年額 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
愛称を使用する期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)
施設の魅力向上に関する提案	

【事務担当者及び連絡先】

所属・氏名	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

【ネーミングライツ申込書（様式 1）、事業者概要調書（様式 2）以外に添付する書類】

- ① 新設又は変更したい看板の設置位置、図面、デザイン（様式なし）
- ② 当該法人の定款（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ③ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- ④ 法人等の申込日前において作成した直近の決算書類
- ⑤ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人等の概要が分かるもの
- ⑥ 南九州市税の滞納がないことの証明書

様式 2

事業者概要調書

[illegible]